

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

定期監査の結果に係る措置状況について

令和元年度に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、
地方自治法第292条において準用する同法199条第12項の
規定により、京都府後期高齢者医療広域連合長から通知があったの
で、その結果を別紙のとおり公表する。

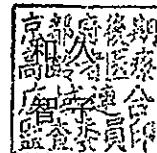
令和2年4月30日

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員

川村

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員

関谷





2京広第214号
令和2年4月30日

京都府後期高齢者医療広域連合
代表監査委員 川村 和久 様

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員会

堀口



定期監査の結果に係る措置状況について

令和2年2月6日付で提出のあった京都府後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告（2京広監第3号）について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第292条において準用する同法第199条第12項の規定により、通知する。

(別紙)

令和元年度定期監査の結果に係る措置状況について

1 公舎に係る支出負担行為額について

(指摘)

公舎（民間借上げ）に係る賃料の支出負担行為は、平成31年4月1日に12か月分の金額で行われている。

賃貸借契約書を確認すると、賃料の支払期日は、毎月月末までに翌月分を支払うとされている。よって、令和2年3月で契約期間が満了するものは、平成31年4月1日において賃料の11か月分（令和元年5月分から令和2年3月分まで）の支出負担行為とすべきであり、訂正されたい。

(措置の内容)

公舎借上げ1件について、賃貸借契約では令和2年3月末日までの契約で、令和元年度の支出負担行為額は11か月分の賃料とすべきところ、支出負担行為において「平成32年（令和2年）4月分」までとしていたことから、支出負担行為書について「3月分」までとし、11か月分の賃料を支払うとする支出負担行為書の訂正を行った。

今後は契約期間と支出負担行為における期間の整合性の確認を含め、再発防止を図る。

2 平成31年度における医療保険者等向け中間サーバー等の運営負担金及び「全国町・字ファイル」データ提供業務（年会費（一般事業負担金））の支出負担行為兼支出命令票について

(指摘)

京都府後期高齢者医療広域連合（以下「当広域連合」という。）は、他の医療保険者等と共に、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会が共同して設置、運営、保有している医療保険者等向け中間サーバー等を利用するための費用として、運営負担金を支払う協定書を締結し、支出科目を委託料として支出している。

また、「全国町・字ファイル」データ提供業務（年会費（一般事業負担金））は、当広域連合が、地方公共団体情報システム機構が行う調査研究や情報提供等のサービスを受けるため、

支出科目を委託料として支出している。

委託料とは、当広域連合が行う事務事業について、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせた場合に支出するものである。しかし、それぞれの起案文書等を確認すると、当広域連合が、当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するものであることから、負担金として支出するものである。よって、いずれも、支出科目は、委託料ではなく負担金とすべきであり、歳出予算科目を見直されたい。

(措置の内容)

医療保険者等向け中間サーバー等の運営負担金及び「全国町・字ファイル」データ提供業務（年会費（一般事業負担金））については、指摘内容の周知を図った。令和2年度ではどちらも「負担金」から支出するように改善する予定である。